

## 「雄物川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法

### 1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び議事録は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、~~及び~~議事概要及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、~~及び~~議事概要及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

### 2. 議事概要等

雄物川水系河川整備学識者懇談会の議事について、事務局が議事概要及び議事録を作成するものとする。

### 3. 公開の方法

- (1) 会議資料、~~及び~~議事概要及び議事録は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。
- ・ 秋田河川国道事務所
  - ・ 秋田河川国道事務所 茨島出張所
  - ・ 湯沢河川国道事務所
  - ・ 湯沢河川国道事務所 大曲出張所
  - ・ 湯沢河川国道事務所 十文字出張所
  - ・ 玉川ダム管理所